

証券コード4933
2023年3月8日

株 主 各 位

大阪市北区中之島六丁目1番21号

株式会社 I - n e

代表取締役 大 西 洋 平

「第16回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「第16回定時株主総会招集ご通知」につきまして、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面の一部に修正すべき事項がありましたので、下記のとおり修正させていただきます。

敬 具

記

【修正箇所】（修正箇所には下線を付しております。）

24頁 事業報告 5. 会計監査人の状況 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（修正前）

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

（修正後）

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザリー業務であります。
3. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

以 上

第16回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪府中央区平野町4丁目2-3
オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限
2023年3月23日（木曜日）午後6時まで

株式会社 I - n e

証券コード：4933

I n e

INNOVATION NEVER ENDS

目次

第16回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(証券コード 4933)

2023年3月7日
(電子提供措置の開始日 2023年3月2日)

株 主 各 位

大阪市北区中之島六丁目1番21号

株式会社 I - n e

代表取締役 大 西 洋 平

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://i-ne.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「I-ne」又は証券「コード」に「4933」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、可能な限りインターネット又は書面によって事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに3ページのご案内にしたがって電磁的方法（インターネット等）又は書面（郵送）により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪府中央区平野町4丁目2-3 オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3ページ<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合
(十分にご検討ください。)



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

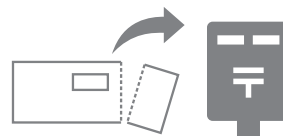
事前行使のご案内

インターネット等による
議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、**賛否をご入力**ください。

郵送により議決権を
行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会開催日時

2023年3月24日(金曜日)
午前10時 [受付開始: 午前9時]

行使期限

2023年3月23日(木曜日)
午後6時到着

行使期限

2023年3月23日(木曜日)
午後6時締切

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。

◎「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

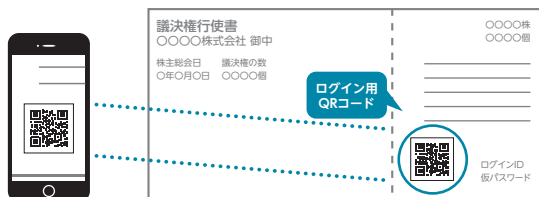
2023年3月23日(木曜日)
午後6時締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

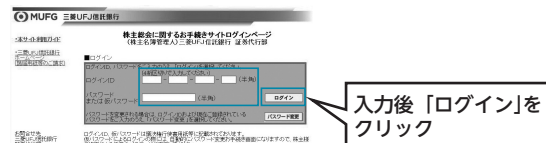
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

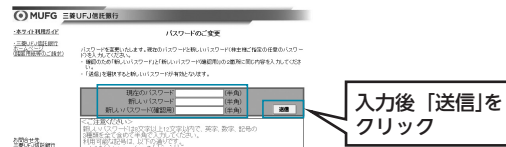
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



新しいパスワードを登録。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(通話料無料)(受付時間 午前9時から午後9時まで)

議案に関する参考事項

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏	名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	取締役在任期間		
1	再任	おお	にし	よう	へい	代表取締役社長	19回/19回 (100%)	16年
2	再任 独立	あ	だち		ひかる	取締役	19回/19回 (100%)	3年 9か月
3	再任 独立	ささ	また	ひろ	し	取締役	13回/13回 (100%)	1年

株主総会参考書類

候補者 番号	1	お お に し よ う へ い 大西 洋平	再任
生年月日	1982年5月18日	略歴、当社における地位及び担当	
取締役会への出席状況 (2022年12月期)	19回/19回 (100%)	2005年3月 Y.B.O 設立 (個人事業主) 2007年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年10月 台湾艾恩伊股份有限公司董事長 2020年7月 艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司董事 (現任)	
所有する当社の株式数	4,745,200株	重要な兼職の状況	
		艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司董事	

取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西洋平氏は、当社の創業者であり、創業当時から2022年12月に至るまで代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

あ だ ち ひ かる
足立 光

再任 社外 独立

生年月日

1968年3月27日

取締役会への出席状況
(2022年12月期)

19回/19回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社）入社
1998年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン・株式会社入社
2002年11月 株式会社ローランド・ベルガー入社
2004年2月 シュワルツコフ ヘンケル株式会社入社
2005年4月 同社代表取締役社長
2007年3月 ヘンケルジャパン株式会社 取締役
2011年7月 ヘンケル・コリア副社長 兼務
2013年10月 株式会社ワールド入社 執行役員 国際事業本部長
2015年10月 日本マクドナルド株式会社入社 上級執行役員 マーケティング本部長
2018年9月 ナイアンティック株式会社入社
2019年6月 当社 取締役（現任）
株式会社トランス 代表取締役（現任）
2020年1月 株式会社ナノベーション 社外取締役
2020年6月 M-Force株式会社 パートナー（現任）
2020年10月 株式会社ファミリーマート入社
エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー（現任）
2020年12月 グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー（現任）
2023年1月 ノバセル株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ギャンビット エグゼクティブ・アドバイザー
スマートニュース株式会社 マーケティング・アドバイザー
生活協同組合コープさっぽろ マーケティング・アドバイザー
株式会社トランス 代表取締役
M-Force株式会社 パートナー
株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー
グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー
ノバセル株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

足立光氏は、マーケティング業界の第一人者であり、消費財インサイトや国内外の市場に関する高い見識を有しており、多岐にわたる事業とポジションを経験されています。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社の経営戦略やプロモーション全般に対する監督並びに体制強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者 番号	3	さ さ ま た ひ ろ し 笹俣 弘志	再任	社外	独立
生年月日	略歴、当社における地位及び担当				
取締役会への出席状況 (2022年12月期)	1993年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社）入社				
13回/13回 (100%)	1998年3月 A.T. カーニー株式会社入社				
所有する当社の株式数	2009年1月 同社 消費財プラクティス パートナー（現任）				
一	2022年3月 当社 取締役（現任）				
	重要な兼職の状況				
	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス パートナー兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー				

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

笹俣弘志氏は、多岐にわたる業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え、長年にわたり資源・エネルギーの分野に携わり高い知見を有しております。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社のサステナビリティ事業に関する助言、並びに取締役会の更なる活性化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西洋平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 足立光氏及び笹俣弘志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、足立光氏及び笹俣弘志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 足立光氏は、現在、当社社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年9か月となります。
6. 笹俣弘志氏は、現在、当社社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、足立光氏及び笹俣弘志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。両氏が取締役になされた場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以上

株主総会参考書類

【ご参考】

本総会後の取締役会のスキルマトリックス

氏名	属性		経験・知見・専門性等						
	地位	独立性 (社外)	企業経営	営業・ マーケティング	開発・ 製造	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グロー バル	環境・ 社会問題
大西 洋平	代表取締役社長		○	○	○			○	○
足立 光	社外取締役	○	○	○	○			○	
笹俣 弘志	社外取締役	○	○	○				○	○
堀川 健	社外取締役 (監査等委員)	○				○	○	○	
西橋 久仁子	社外取締役 (監査等委員)	○					○		○
舟串 信寛	社外取締役 (監査等委員)	○				○		○	

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の段階的な緩和等により、経済活動が徐々に再開されました。一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う燃料や原材料の価格高騰、急激な円安進行等、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中で、当社グループは「ビューティーテックカンパニー」として、「スピード」「デジタルマーケティング」「クリエイティブ」を強みとして、独自の商品・ブランド開発モデルによって、積極的な新商品開発、マーケティング、市場開拓、海外展開を進めてまいりました。

さらに、本年はサステナビリティ対応を重点領域としてESGを一層推進していくため、「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」に署名しました。今後も事業とESG推進を両立し、事業活動を通じて環境や社会に対してより良い影響を与えるような活動を引き続き取り組んでまいります。

当連結会計年度の売上高は35,269百万円（前期比24.2%増）となりました。また、営業利益は3,235百万円（前期比38.5%増）、経常利益は3,469百万円（前期比48.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,927百万円（前期比54.8%増）となりました。

売上高

35,269百万円
前期比 24.2%増

営業利益

3,235百万円
前期比 38.5%増

経常利益

3,469百万円
前期比 48.9%増

親会社株主に
帰属する
当期純利益

1,927百万円
前期比 54.8%増

各セグメントの状況は、次のとおりです。

(1) 国内事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売であります。

国内事業では、持続的な成長に向けて、当社が強みを持つヘアケア、美容家電、スキンケア分野の継続的な投資及び新たなトレンド発掘に注力しました。

BOTANISTブランドにおいては、ブランディング活動を評価する「Japan Branding Awards 2022」において、優れた取り組みである「Winners」を受賞しました。今回の受賞は、2015年のブランドローンチよりBOTANISTが推進する「植物とともに生きる」ボタニカルライスタイルブランドとしての強固なブランドイメージの確立と、サステナブルな事業成長を目指した取り組みの活動をご評価いただきました。また、2022年8月に初の地肌エイジングケア（*年齢に応じたお手入れのこと）ラインとして発売した「ROOTH」や、2022年9月に発売したBOTANISTシリーズ初となる、泡で出てくるボディソープ「ボタニカルフォーミングボディソープ」が順調に配荷店舗数を伸ばし、売上高の伸長に寄与しました。どちらの商品もバイオマスPETやリサイクルPET、FSC認証紙等、環境に配慮された容器・資材を採用し、引き続き環境に配慮した取り組みを行っています。

SALONIAブランドにおいては、主力商品であるヘアアイロン及びヘアドライヤーの好調が継続しました。また、洗顔ブラシや2022年10月に発売したEMSリフトブラシ等の高価格帯アイテムも引き続き好調に推移し、売上高の伸長に寄与しました。

その他、ナイトケアビューティーブランドYOLUは、2022年4月に発売した新ライン「リラックスナイトトリペアシリーズ」の好調が継続したことに加え、2022年9月に発売したスペシャルケアアイテム「ナイトジェルヘアマスク」が順調に配荷店を拡大しました。また、2022年12月には初の春限定シリーズとなる「サクラナイトトリペアシリーズ」を発売し、売上高の伸長に寄与しました。

事業報告

(2) 海外事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売であります。

当社においては、一部の取引先に関して、販売価格やブランディングの管理面から徐々に整理を行い、中国においてはアリババグループの越境ECであるTmall Globalを通じた一般消費者への販売に取り組み、香港、台湾においては同国内に多数の店舗が展開されている化粧品・コスメショップ・小売店での販売に継続的に取り組みました。

また、艾恩伊（上海）化粧品有限公司において、2021年5月より販売開始した中国の大手ドラッグストアグループのWatsonsにて、BOTANISTブランドの継続的な販売拡大やアリババグループの運営するECサイトTmall.comにおいても販売拡大に継続的に取り組みました。

しかし、中国のロックダウンやゼロコロナ政策によって人流が減少、前年実績を下回る結果となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は1,946百万円であり、その主なものは、ブランド譲受に伴う商標権の取得及び当社の東京支店移転に伴う建物附属設備等の取得によるものです。

なお、設備投資等の額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3. 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

(1) ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、主カブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品による依存リスクの分散を図っております。第16期連結会計年度（2022年12月期）ではBOTANISTブランド及びSALONIAブランドが当社グループの売上高の68%を占めております。現在、YOLU、DROAS、WrinkFadeなど複数のブランドを展開しており、今後も引き続きBOTANIST及びSALONIA以外のブランドに対しても継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

(2) 優秀な人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。2022年7月より従業員のモチベーション向上、更なる技術や知識の蓄積等を目的に、当社のキャリア成長に合わせた新人事制度をスタートさせました。今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

また、当社グループでは、役員及び従業員のモチベーションを向上させることを目的に、インセンティブとして新株予約権の付与を行っております。

(3) 海外戦略の実行

当社グループの企業価値の最大化には、当社ブランドのグローバル化への推進が不可欠となります。また、展開国に関して、2022年度までは中国を中心とした投資を実施しておりましたが、今後、当社ブランドの複数国に対しての販売チャネル拡大に取り組み、積極的なグローバル推進を図ってまいります。

(4) 環境問題、社会課題に対する取り組み

環境問題、社会課題に向き合うため、各企業がSDGsの取り組みを推進することは企業の責務となっています。当社グループは企業理念に基づき、環境に配慮したバイオマス容器採用や植林活動、商品寄付、国際水準でのサステナビリティに関する取り組み推進として「国連グローバル・コンパクト」に署名するなど、様々な取り組みを実施しております。

今後も、事業活動を通じて環境や社会により良い影響を与えられるような活動を引き続き取り組んでまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外部環境変化に対する対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ECを中心とする通販への需要やSDGsなど環境問題や社会課題に対する関心が高まっております。当社の持つオンライン及びオフラインチャネルの強みを最大化し、各ブランドでの新商品の開発やサービス改善、マーケティングへの投資を継続的に実施することで、様々な変化に対応するとともに、お客様との接点を拡大いたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従業員の働く環境にも大きな影響が生じています。当社では事業継続計画に基づき、今後も様々な状況に応じた事業継続の取り組みを実行してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第13期	2020年度 第14期	2021年度 第15期	2022年度 (当期)第16期
売上高	(百万円) 21,206	23,363	28,397	35,269
経常利益	(百万円) 649	1,389	2,330	3,469
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 464	905	1,244	1,927
1株当たり当期純利益	(円) 29.14	61.60	71.49	110.23
総資産	(百万円) 9,440	13,165	14,060	16,490
純資産	(百万円) 1,775	6,939	8,415	10,331

- (注) 1. 当社は、第14期より連結計算書類を作成しております。なお、第13期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）」に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、当該数値を記載しております。
2. 2019年4月26日を基準日として、2019年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、また2019年11月1日を基準日として、2019年11月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行い、さらに2022年11月30日を基準日として、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Dr.SYUWAN	1百万円	100.0%	国内事業
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	600百万円	100.0%	海外事業

(注) 当社の連結子会社である株式会社VUENIは、2022年10月1日付で、会社名を株式会社Dr.SYUWANに変更しております。

(3) 重要な関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
合同会社Endian	10百万円	49.9%	国内事業

(注) 持分法適用会社は上記の重要な関係会社1社であります。

事業報告

7. 主要な事業内容

事業	事業内容
国内事業	当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売
海外事業	当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売

8. 主要拠点等

名称	所在地
大阪本社	大阪市北区
東京支店	東京都港区
福岡営業所	福岡市中央区

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
286名(40名)	4名増(9名増)

(注) 従業員数は就業人員(社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社関西みらい銀行	112百万円
株式会社山陰合同銀行	58百万円
株式会社日本政策金融公庫	24百万円

2 会社の株式に関する事項

- | | | |
|-------------|------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 52,800,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 17,482,240株 |
| 3. 株 主 数 | | 1,507名 |
| 4. 大 株 主 | | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 C O H	7,430,000	42.50
大 西 洋 平	4,745,200	27.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,825,900	10.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	544,404	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	450,000	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	324,600	1.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	126,000	0.72
THE BANK OF NEW YORK 133652	112,500	0.64
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	106,000	0.60
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	105,226	0.60

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

①株式分割

2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数が8,741,120株増加し17,482,240株となっております。

②新株予約権

当事業年度中における新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数が200株増加しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西洋平	艾恩伊（上海）化粧品有限公司董事
社外取締役	足立光	株式会社ギャンビット エグゼクティブ・アドバイザー スマートニュース株式会社 マーケティング・アドバイザー 生活協同組合コープさっぽろ マーケティング・アドバイザー 株式会社トランス 代表取締役 M-Force株式会社 パートナー 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー ノバセル株式会社 社外取締役
社外取締役	笹保弘志	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス パートナー兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー
社外取締役 (常勤監査等委員)	堀川健	—
社外取締役 (監査等委員)	西橋久仁子 (戸籍名：佐次清久仁子)	みのり監査法人 パートナー
社外取締役 (監査等委員)	舟申信寛	法律事務所アルシエン パートナー バルテス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役足立光氏、取締役笹保弘志氏、取締役堀川健氏、取締役西橋久仁子氏、取締役舟申信寛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員西橋久仁子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員舟申信寛氏は、弁護士資格を有しており、会社法をはじめとする企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	地位	退任年月日	退任理由
今井新	取締役	2022年3月25日	任期満了
杉元将二	取締役	2022年3月25日	任期満了
伊藤翔哉	取締役	2022年3月25日	任期満了
藤岡礼記	取締役	2022年3月25日	任期満了
橋本恒平	取締役	2022年3月25日	任期満了
福富宏之	監査役	2022年3月25日	任期満了
高木暢子（現姓：寺岡）	監査役（社外）	2022年3月25日	任期満了

（注）2022年3月25日付で今井新、杉元将二、伊藤翔哉、藤岡礼記、橋本恒平の5氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

なお、今井新、杉元将二、伊藤翔哉、藤岡礼記の4氏は同日付で執行役員に就任しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役職及び職責等を勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬については、①当社の規模及び業績を踏まえ、当社の取締役に期待される役割を果たすのに相応しく、かつ当社の取締役として望まれる優秀で多様な人材を確保するのに十分な水準とすること、②個々の取締役の報酬の決定に際しては、その職責に応じて、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬（株式報酬）等のバランスも勘案して、適正な水準とすること、③報酬等の内容及び決定プロセスについては、客観性及び透明性を確保すること、を基本方針とする。具体的には、当社の取締役のうち、監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役（以下「社外取締役等」という。）以外の取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬については、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを重視した報酬体系として、基本報酬及び非金銭報酬（株式報酬）で構成する予定である。但し、2022年3月25日の当社第15回定時株主総会後は、当社代表取締役社長大西洋平が唯一の業務執行取締役であるところ、大西洋平は当社の創業者兼大株主であり、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上がその保有資産価値の上昇に直結するため、新たなインセンティブ付与の必要性に乏しいとして、非金銭報酬（株式報酬）を付与しないものとし、他に業務執行取締役を選任する際にこれを導入する予定である。一方、経営の監督機能を担うべき社外取締役等については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役3名で構成する任意の指名報酬委員会を設置し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等に関する事項については、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果を尊重して決定する。

② 基本報酬（金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人分給与は含まない。）と定められているところ、監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬については、役員報酬規程に基づき、当該報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や目標達成度を勘案し、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、金額を決定する。一方、監査等委員である取締役の報酬額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と定められているところ、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

③ 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の非金銭報酬等については、今後株主総会において承認が得られることを条件として、新たに新株予約権を割り当てることがある。当該新株予約権についての業務執行取締役の個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各業務執行取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等をふまえ、さらにはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会において決定する。

- ④ 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針
固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合については、当面の間、固定金銭報酬を原則とし、将来他の業務執行取締役が選任された際に、その保有する当社株式の数や経営環境等をふまえ、非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる限り、新株予約権等を追加して付与するものとし、具体的な割合については、他の業務執行取締役の職責、経営環境の状況等に応じて変動し得るため、あらかじめ定めないこととする。
- ⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとし、退任時において退職慰労金は支給しない。非金銭報酬等については、将来他の業務執行取締役が選任された際、経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、株主総会の承認を得た上で、取締役会の決定により、随時新株予約権等を付与する。
- ⑥ 監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項
- (1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
代表取締役
 - (2) 上記(1)の者に委任する権限の内容
監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬額の決定
 - (3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して決定する。

(2) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

事業報告

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役以外の各取締役の具体的な基本報酬の額、並びに賞与の額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長大西洋平にその決定を委任しており、株主総会において承認を得た報酬等の総額の範囲内において当社業績等も踏まえ、各取締役の職責等に応じて決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

上記方針に基づき決定した報酬額を金銭で支給しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く。）8名 76,350千円（うち社外2名 18,600千円）

取締役（監査等委員） 3名 13,050千円（うち社外3名 13,050千円）

監査役 3名 3,150千円（うち社外2名 1,200千円）

- (注) 1. 当社は2022年3月25日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記には、当期中に退任した取締役5名及び監査役3名を含めております。
3. 当事業年度における取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く。）3名（うち社外取締役2名）監査等委員である取締役3名（うち社外監査等委員3名）であります。
5. なお、各取締役の具体的な報酬額の決定にあたっては、社外取締役（監査等委員を除く。）及び社外監査等委員である取締役からの意見も十分聴取した上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役足立光氏は、株式会社ギャンビットエグゼクティブ・アドバイザー、スマートニュース株式会社マーケティング・アドバイザー、生活協同組合コープさっぽろマーケティング・アドバイザー、株式会社トランス代表取締役、M-Force株式会社パートナー、株式会社ファミリーマートエグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー、グロースキャピタル株式会社グロースパートナー、ノバセル株式会社社外取締役であります。当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

事業報告

- ・取締役笹俣弘志氏は、A.T. カーニー株式会社消費財プラクティスパートナー兼エネルギープラクティス東京事務所リーダーであります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役西橋久仁子氏は、みのり監査法人パートナーであります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役舟申信寛氏は、法律事務所アルシエンパートナー、バルテス株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の状況
足立 光	取締役 (社外)	取締役会には、19回のうちすべてに出席いたしました。主にマーケティング戦略において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
笹俣 弘志	取締役 (社外)	就任後の取締役会には、13回のうちすべてに出席いたしました。主にサステナビリティ事業において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
堀川 健	取締役 (社外) (監査等委員)	就任後の取締役会には、13回のうちすべてに、監査等委員会には10回のうちすべてに出席いたしました。主に財務及び会計において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
西橋 久仁子 (戸籍名：佐次清久仁子)	取締役 (社外) (監査等委員)	就任後の取締役会には、13回のうちすべてに、監査等委員会には10回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
舟申 信寛	取締役 (社外) (監査等委員)	取締役会には、19回のうち18回、監査役会及び監査等委員会には15回のうち14回出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザー業務であります。
3. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、監査報酬額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務実施状況等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し定めております。当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するために必要な体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスポリシー」を定める。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び推進を行う。また、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度（ホットライン）を運用する。
- (4) 内部監査室において、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の業務の適正に関する内部監査を実施し、必要に応じてコンプライアンスに関する指導を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 主要リスクをコンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク及び情報漏えいリスクであると認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー及びリスクが顕在化した時のコントロールを行うために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (3) 危機発生時の対策として、「事業継続計画ガイドライン」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、災害時を想定した避難訓練や、事業継続管理に関わる教育を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、業務執行取締役が業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役及び執行役員の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてコンプライアンス・リスク管理委員会にて報告する。
- (3) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。以下同じ）し、文書の整理及び保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室にその補助を委嘱する。
- (2) 内部監査室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (3) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員である取締役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員である取締役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び各子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンス及び主要リスクに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員である取締役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、会計監査人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、当社は、本年度において取締役会を19回、監査役会及び監査等委員会を15回開催し、法令・定款への適合性の観点から審議を行いました。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス・プログラムを有しており、それに従って従業員に対して社内研修での教育や浸透活動を実施いたしました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上を努めました。子会社は、当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度については子会社へも開放し受付を行っております。

③ リスク管理体制

当社は四半期ごとに定時のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクの管状況について報告を行っております。本年度においては5回開催しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大と事業の効率化に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では当社グループは成長過程にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,748	流動負債	6,062
現金及び預金	5,483	買掛金	1,665
売掛金	4,171	電子記録債務	60
商品	3,365	1年内返済予定の長期借入金	134
原材料及び貯蔵品	144	未払金	2,046
その他	586	未払法人税等	1,129
貸倒引当金	△3	返金負債	338
固定資産	2,742	賞与引当金	192
有形固定資産	201	その他	495
建物及び構築物	154	固定負債	96
機械装置及び運搬具	3	長期借入金	60
工具、器具及び備品	43	資産除去債務	36
無形固定資産	1,771	負債合計	6,158
商標権	1,710	純資産の部	
その他	61	株主資本	10,323
投資その他の資産	769	資本金	3,291
投資有価証券	30	資本剰余金	2,851
関係会社株式	42	利益剰余金	4,180
繰延税金資産	544	自己株式	△0
その他	152	その他の包括利益累計額	8
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	18
		純資産合計	10,331
資産合計	16,490	負債・純資産合計	16,490

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,269
売上原価		16,965
売上総利益		18,304
販売費及び一般管理費		15,068
営業利益		3,235
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
持分法による投資利益	32	
固定資産売却益	156	
受取手数料	0	
業務受託料	32	
受取補償金	1	
助成金収入	0	
為替差益	5	
その他	18	248
営業外費用		
支払利息	7	
支払手数料	5	
その他	2	15
経常利益		3,469
特別損失		
固定資産除却損	16	16
税金等調整前当期純利益		3,453
法人税、住民税及び事業税	1,658	
法人税等調整額	△132	1,525
当期純利益		1,927
親会社株主に帰属する当期純利益		1,927

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,585	流動負債	5,787
現金及び預金	5,265	買掛金	1,652
売掛金	4,223	電子記録債務	60
商品	3,363	1年内返済予定の長期借入金	134
原材料及び貯蔵品	144	未払金	1,848
前渡金	355	未払費用	234
前払費用	163	未払法人税等	1,129
その他	72	返金負債	224
貸倒引当金	△3	預り金	88
固定資産	2,697	賞与引当金	186
有形固定資産	198	その他	228
建物	154	固定負債	275
構築物	0	長期借入金	60
機械及び装置	0	関係会社事業損失引当金	178
車両運搬具	2	資産除去債務	36
工具、器具及び備品	40	負債合計	6,062
無形固定資産	1,771	純資産の部	
商標権	1,710	株主資本	10,229
ソフトウェア	29	資本金	3,291
その他	31	資本剰余金	2,816
投資その他の資産	727	資本準備金	2,816
投資有価証券	30	利益剰余金	4,121
関係会社株式	3	利益準備金	17
関係会社長期貸付金	500	その他利益剰余金	4,103
繰延税金資産	541	繰越利益剰余金	4,103
貸倒引当金	△502	自己株式	△0
その他	155	繰延ヘッジ損益	△9
資産合計	16,282	純資産合計	10,219
		負債・純資産合計	16,282

計算書類

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,858
売上原価		16,800
売上総利益		18,057
販売費及び一般管理費		14,023
営業利益		4,033
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	
固定資産売却益	156	
受取手数料	0	
業務受託料	57	
為替差益	8	
その他	3	227
営業外費用		
支払利息	5	
支払手数料	5	
その他	2	12
経常利益		4,248
特別損失		
固定資産除却損	16	
関係会社株式評価損	600	
関係会社貸倒引当金繰入額	502	
関係会社事業損失引当金繰入額	178	1,297
税引前当期純利益		2,951
法人税、住民税及び事業税	1,658	
法人税等調整額	△129	1,528
当期純利益		1,422

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I - n e の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I - n e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I - n e の2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社 I - n e 監査等委員会

常勤監査等委員 堀川 健 (印)

監査等委員 西橋 久仁子 (印)

監査等委員 舟申 信寛 (印)

(注) 常勤監査等委員堀川 健、監査等委員西橋 久仁子及び舟申 信寛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2022年3月25日開催の第15回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会ご出席時における新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記対応を取らせていただきますので、何とぞご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- 感染拡大防止の観点から、**本株主総会当日のご来場については慎重にご検討いただき、インターネット又は書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**
事前の議決権行使方法は、招集ご通知3ページに記載しております。
- ご来場を検討されている株主様は、**本株主総会当日までの状況やご自身の体調をご確認の上、慎重なご判断を重ねてお願い申し上げます。**
また、ご来場される際は、**マスク着用、手指の消毒などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。**

当社の対応について

- 記念品（お土産）のご用意及びお水、お茶等のご提供はいたしておりません。
- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、当社スタッフのマスクの着用など、感染予防措置を講じますことをご了承ください。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を空けて配置いたします。会場座席に限りがあるため、満席になりました場合はご入場をお断りすることもございます。何とぞご了承ください。
- ご入場の際は、サーモグラフィーによる検温をさせていただきます。（当社の事業継続とご来場者様の安全のため、入館のルールを37.5度未満としております。**37.5度以上**の株主様や体調不良と見受けられる株主様等には、ご入場をお断りする場合がございます。何とぞご了承ください。）
- 本株主総会におきましては、議事を円滑かつ効率的に行うことで、短時間での開催となる予定です。

※なお、今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://i-ne.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区平野町4丁目2-3
オービック御堂筋ビル 2F
オービックホール ホールA

日時

2023年3月24日(金)午前10時
(受付開始：午前9時)

交通のご案内

■ 地下鉄御堂筋線

「淀屋橋駅」下車
南出入口(⑬号出口)から
徒歩約3分

「本町駅」下車
北出入口(②号出口)から
徒歩約4分

■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車
出入口(③号出口)から
徒歩約12分

株主さまへのお土産の配布はございません。

